

# 議決された議案

■条 例

【一部改正】

▼母子医療費助成条例

・健康保険法の一部改正に伴い奈良県母子医療費補助金交付要綱が改正されるため、入院時生活療養費を母子医療費の助成対象から外す。

▼国民健康保険条例

・医療制度改革に伴い、出産育児一時金を30万円から35万円に引き上げる。

▼養護老人ホーム設置条例

・老人福祉法の一部改正に伴い、本条例中の文言を整備

▼居宅介護支援事業所条例

・大塔居宅介護支援事業所の移転に伴い、本条例中の文言を整備

▼消防団員等公務災害補償条例

・刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行期日を定める政令が施行されたことに伴い、本条例中の文言を整備

▼簡易水道設置条例

・施設整備に伴い、本条例中の給水区域を整備

■予 算

▼18年度一般会計補正予算（第3号）

・複合施設建設工事費、耐震性貯水槽新設工事費等の追加と特別会計繰出金の減額で差引き2,538千円を追加

▼18年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

・共同事業拠出金、療養給付費国庫負担金返還金の合計205,307千円を追加

▼18年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）

・歳入予算のうち、繰入金と下水道事業債の組替え

▼18年度介護保険特別会計補正予算（第1号）

・高額介護サービス費償還金、介護保険財政調整基金、国庫等償還金の合計42,895千円を増額

■決 算

【17年度歳入歳出決算認定】

▼一般会計

実質収支額

353,193千円

▼国民健康保険特別会計

実質収支額

396,211千円

▼簡易水道特別会計

実質収支額

1,217千円

▼老人保健特別会計

実質収支額

24,806千円

▼下水道事業特別会計

実質収支額

0円

▼墓地事業特別会計

実質収支額

318千円

▼介護保険特別会計

実質収支額

49,447千円

▼大塔診療所特別会計

実質収支額 4,554千円

▼農業集落排水事業特別会計

実質収支額 904千円

▼水道事業会計

(収益的収入)

828,542千円

(収益的支出)

765,276千円

当年度純利益

57,681千円

(資本的収入)

92,694千円

(資本的支出)

396,583千円

資本的収支で不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補てん

■人 事

▼人権擁護委員の候補者推せん

辰己清史（たつみきよぶみ）さん（西吉野町）の推せんに同意  
〔任期：3年〕

※備 考

1 条例等議案の名称は、簡略化しています。

(例) 五條市母子医療費助成条例↓母子医療費助成条例

平成17年度↓17年度  
2 決算は、会計名のみにしてします。